

意見提出者	個人
1. 項目	B-CAS による無料スクランブルの継続
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	地上デジタルテレビ放送および BS デジタル放送の B-CAS による無料スクランブルの廃止を求める意見があります。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	B-CAS による無料スクランブルを規定する法律その他がありません。
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>放送法の下で免許を受けた事業者が放送したコンテンツが、受信機で受信するまでの間に改変・改竄されていないことを示すために、無料番組であってもスクランブル放送が必要です。</p> <p>放送された番組が第三者によって改変されていないことを保証できれば、私的に録画した記録物を流通させ、第三者が視聴する場合に課金して著作権等に還元することも可能になります。</p> <p>放送法の下でデジタル放送を実施する場合に、B-CAS による無料スクランブルを義務付ける法整備を求めます。</p> <p>[参考]  <a href="http://ascii.jp/elem/000/000/136/136458/">http://ascii.jp/elem/000/000/136/136458/</a></p>